

三十三 借地権の設定等に伴う所得の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13 - 1 - 11 令第 138条第 3 項《特別の経済的な利益の額の計算》に規定する「通常の利率」は年<u>3.5</u> %、.....</p>	<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13 - 1 - 11 令第 138条第 3 項《特別の経済的な利益の額の計算》に規定する「通常の利率」は年<u>4.5</u> %、.....</p>